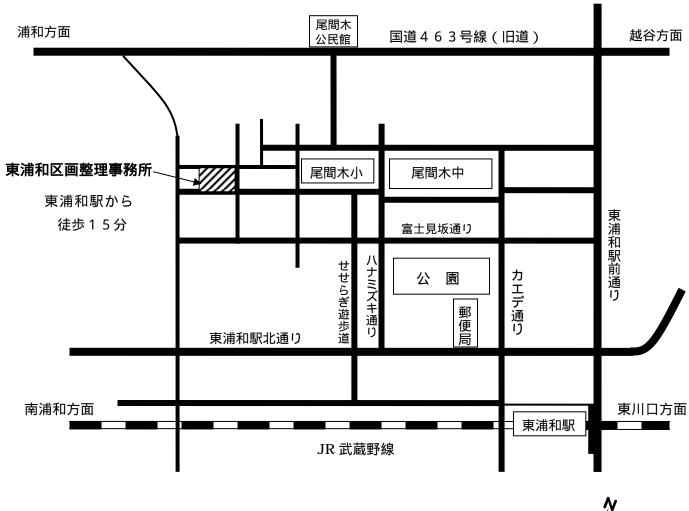
・事務所までの案内図





(お問合せ先) さいたま市 東浦和区画整理事務所 〒336-0926 さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1 電話 048(873)0053

東浦和第二地区

みんなでまちづくり

第14号 2006.9 (平成18年) さいたま市 都市局 都市整備部 東浦和区画整理事務所

- ・平成17年度事業報告
- ·平成18年度事業概要
- ・事務所組織図

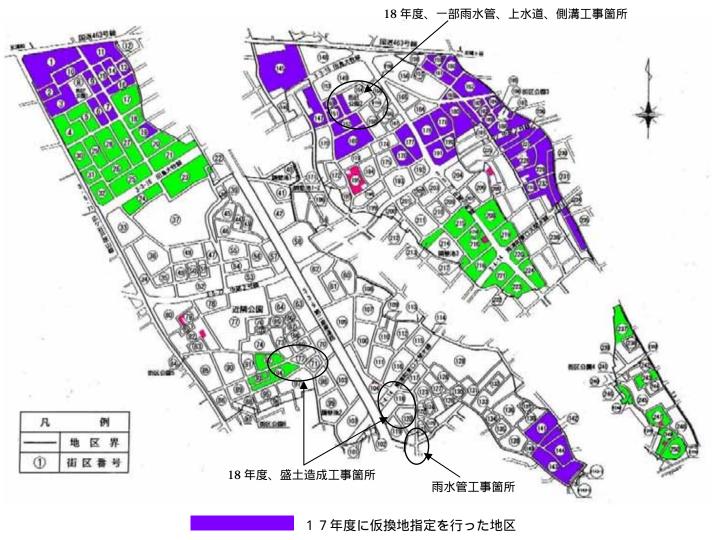
緑ゆたかな安全で安心なまちづくり

初秋の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より東浦和第二 区画整理事業につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。平成17年度につきましては情報誌「みんなでまちづくり」を発行できなかったことを、ここでお詫び申し上げます。

平成17年度事業報告

当地区はすでに住宅が密集しており全地区を一括で仮換地指定(注1)することが困難な状況となっています。 そこで当事務所としては事業をより円滑に進める為に5回程度に分けて仮換地指定を行いたいと考えております。平成17年度においては地区面積の約20%の地域の方に仮換地指定を行い通知書を郵送させて頂きました。

その他の事業といたしましては、埋蔵文化財発掘調査、仮換地指定箇所の仮杭打ち移転 補償、立竹木伐採、第二産業道路東側の盛土等を行ないました。



18年度に仮換地指定を予定している地区

平成18年度事業概要

18年度も前年に引き続き20%の地区に対して仮換地指定を行ないます。また、 仮換地指定を行った地区につきましては現地に境界の木杭(仮の杭)を打ち表示をします。その時はよろしくお願いいたします。

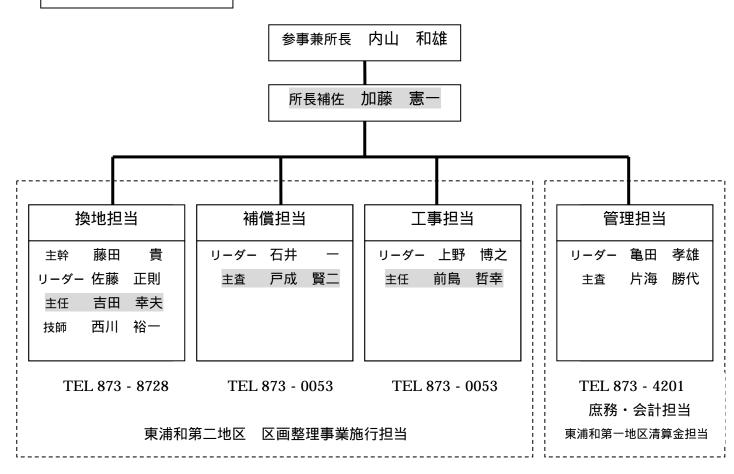
移転補償、第二産業道路沿いの盛土造成工事も東側、西側について現在施工中でご ざいます。

また、中丸の一部において雨水管、上水道、側溝工事を行ないます。

注 1

「仮換地指定」とは、現在の土地に代えて、区画整理事業により新たに施行者から土地(仮換地)を指定されることです。仮換地が指定されると、その土地が皆様方の土地として、道路等の工事が完了して使用可能になりましたら、その土地を使うことができます。同時に現在の土地は使用することが出来なくなります。また、現在の土地と新たに指定された土地(仮換地)が同位置の場合は、そのまま現在の土地を使用していただくことになります。

事 務 所 組 織



当事務所も4月に人事異動がありましたので紹介させていただきます、岡田、後藤、松岡、石井史郎の4人が事務所を離任し、新しく所長補佐・加藤 、主査・戸成 、主任・前島 、主任・吉田が着任しました、今後ともよろしくお願いいたします。 網掛けは4月着任者